

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第11号

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第53号中「日額 1,500」を「年額 8,000」に改め、同表備考第3項中「及び第32号から第55号まで」を「、第32号から第52号まで、第54号及び第55号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。